



「税理士の考えがどうであろうと分析申請は、建設業法に基づいた国交省の統一的な取扱いに!特に損益計算書の”法人税・住民税・事業税”が0になっているのは認められません」と情報管理セクターから連絡がありました。赤字であっても法人は最低7万円の均等割が課税されますから当然の事ですが、利益を少しでも多く表示したい…と決算書に工夫が施されます。

「大分県電子入札システムが始まり、2年後には従来の紙を使った入札は無くなる」と聞いたが、本当か?インターネットを利用するらしいが、ついていけるやろか…」とS氏から質問がありました。確かにそのとおりで18年度に試行運用、19年度から工事・建設コンサルト等業務のすべてについて本運用を開始する予定です。S氏のように戸惑いを感じる方もあるため県は概略についての説明会を3/10にかけて県内12会場で実施しま

「税理士の考えがどうであろうと分析申請は、

18年度から1.2級の経理事務士
加点なしに1.2級事務士 **経審改正**



メール活用4月開始!手数料大幅減!
の許可申請

規制緩和で急に増えた分析機関に対し国交省は指導の規制を強めているようです。公共工事が急減する中で、経審自体の見直しも始まりました。完工高への配点調整は良いとしても1.2級建設業

経理事務士を加点対象から外すという”決定”には驚きます。公益法人改革で国の関与が無くなるという”社会情勢の変化”が理由ですが、受験者数が一段落し資格制度のうま味がなくなった…という背景が本当の理由では??

ですが、習うより慣れろでまずインターネットを使ってみる事です。当事務所は、4月から電子メールを活用した建設業許可の申請と変更届を始めます。今は①紙の様式を当方で作成し②それにご印鑑を頂き③書類をセツトして県へ提出していただきますが、これは①当方で作成した様式をメールで依頼者へ送信②受信側が紙にOUTPUT、押印、セツトし提出…という方法。大幅なコストダウンに乞うご期待!

